

北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱

教育長決裁

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条及び北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程（昭和51年教育長訓令第1号）第3条第1項の規定に基づき実施する北九州市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(選考試験の趣旨)

第2条 選考試験は、北九州市公立学校教員の採用にあたって、必要な選考資料を得るために実施するものとする。

(選考区分)

第3条 選考試験の実施にあたり、一般選考、教職経験者特別選考、教職大学院修了者特別選考及び障害者特別選考の選考区分を設けるものとする。

(一般選考の受験資格)

第4条 一般選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者であって、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するもの又は受験日の属する年度内に取得見込みのものとする。

(教職経験者特別選考の受験資格)

第5条 教職経験者特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者のうち、受験する校種、職及び教科の教員免許状を所有するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 現に小学校、中学校又は特別支援学校（国公立を問わない。）の正規教員として勤務している者（受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。ただし、教育長が適当と認める場合はその限りではない。）

(2) 過去5年間（受験日の属する年度の前年度の3月31日まで）で、小学校、中学校又は特別支援学校（国公立を問わない。）の正規教員として、通算1年間以上の勤務経験がある者（受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。ただし、教育長が適当と認める場合はその限りではない。）

(3) 過去5年間（受験日の属する年度の前年度の3月31日まで）で、北九州市立学校の常勤講師、非常勤講師、養護助教諭又は栄養代理職員として、通算1年間以上の勤務経験がある者

(教職大学院修了者特別選考の受験資格)

第6条 教職大学院修了者特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満59歳以下の者のうち、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するものであって、学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者。または、受験日の属する年度内に修了予定の者とする。

(選考の選択)

第7条 前三条の規定にかかわらず、教職経験者特別選考及び教職大学院修了者特別選考により選考試験を受験することのできる者であっても、一般選考による選考試験の受験を選択できるものとする。

(障害者特別選考)

第8条 障害者特別選考を受験することのできる者は、第4条に定める一般選考の受験資格を有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 療育手帳の交付を受けている者

(欠格事項)

第9条 受験申込日において、次のいずれかに該当する者は、受験資格を有しないものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当する者

(試験区分)

第10条 選考試験の試験区分は、校種、職及び教科に応じ、別表第1に掲げるとおりとする。

(試験内容、配点及び評定の方法)

第11条 選考試験は、第一次試験及び第二次試験により行うものとする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者は、次項に定める選考試験（以下「教職経験者特別選考試験（現職教員枠）」という。）により行うものとする。また、前年度実施の選考試験において、第一次試験に合格した者については、合格した翌年度実施の選考試験に限り、第一次試験を免除し、該当する試験区分の第一次合格者として取り扱うこととする。

2 選考試験の試験内容、配点及び評定の方法は、選考区分、校種、職及び教科に応じ、第一次試験については別表第2に、第二次試験については別表第3に定めるとおりとする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者については別表第4に定めるとおりとする。

(選考方法)

第12条 第一次試験の選考は、試験区分ごとに、第一次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第一次試験合格予定者数までの順位内にある者を第一次試験合格者とするにより行う。

2 第二次試験の選考は、前項の規定に基づく第一次試験合格者を対象に行い、試験区分ごとに、第二次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第二次試験合格予定者数までの順位内にある者を第二次試験合格者とするにより行う。

3 選考にあたっては、適性検査の結果を勘案するものとする。

4 第5条第1項第1号に該当する者については、選考は一般選考、第5条第1項第2号及び第3号並びに第6条に該当する者とは別に行う。

5 障害者特別選考については、一般選考と基本的に同様の試験を行うが、選考は一般選考とは別に行う。受験に際して、点字又は手話等の必要な対応を行うとともに、障害の種類や程度に応じて実技試験の実施に配慮するものとする。

6 第二次試験合格者をもって、最終合格者とする。ただし、第5条第1項第1号に該当する者については、教職経験者特別選考試験（現職教員枠）により、別に選考したものを最終合格者とする。

7 最終合格者の選考にあたっては、必要な官公庁へ照会するとともに、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は最終合格者として決定しないものとする。

(名簿登載)

第13条 最終合格者は北九州市公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。名簿の有効期間は、名簿登載日から翌々年の4月1日までとする。なお、最終合格者が教職大学院に進学する場合、名簿の有効期間は、名簿登載日以後の最初の4月1日から翌々年の4月1日まで延長を認める。

(情報の提供)

第14条 選考試験に係る情報の提供については、北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の情報の提供に関する要綱（平成15年7月2日教育長決裁）に定めるところによるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、選考試験の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行し、平成23年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行し、平成25年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行し、平成26年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成27年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月29日から施行し、平成28年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成29年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行し、平成30年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成30年度に実施する選考試験から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31（2019）年度に実施する選考試験から適用する。

別表第1（第10条関係）

試 験 区 分		
小学校教員		
中学校教員		国 語
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保健体育
		技 術
		家 庭
		英 語
特別支援 学校教員	小学部	
	中学部	中学校教員に同じ
養護教員		
栄養教員		

別表第2（第11条関係）

試 験 区 分	試験内容	配点		評定の方法
		一般選考又は 障害者特別選 考	教職経験者特 別選考（2） （3）に該当 する者又は教 職大学院修了 者特別選考	
・小学校教員 ・中学校教員（国語・社会・数学・理科・技術・家庭） ・養護教員 ・栄養教員	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	150	150	各問の得点を合計
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表現力などの観点から評定
	合 計	350	300	
・特別支援学校小学部教員 ・特別支援学校中学部教員（国語・社会・数学・理科・技術・家庭・英語）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	150	150	各問の得点を合計
	特別支援 専門	50	50	各問の得点を合計
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表現力などの観点から評定
	合 計	400	350	
・中学校教員（音楽・美術・保健体育）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	50	50	各問の得点を合計
	実 技	100	100	教科ごとの実施内容について評定
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表現力などの観点から評定
	合 計	350	300	
・特別支援学校中学部教員（音楽・美術・保健体育）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	50	50	各問の得点を合計
	特別支援 専門	50	50	各問の得点を合計
	実 技	100	100	教科ごとの実施内容について評定
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表現力などの観点から評定
	合計	400	350	

別表第2（第11条関係）

試 験 区 分	試験内容	配点		評定の方法
		一般選考又は障害者特別選考	教職経験者特別選考（2）（3）に該当する者又は教職大学院修了者特別選考	
・中学校教員（英語）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	100	100	各問の得点を合計
	リスニング	50	50	各問の得点を合計
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表現力などの観点から評定
	合 計	350	300	

備考

- 1 教職経験者特別選考（2）（3）に該当する者及び教職大学院修了者特別選考の受験者は、教職教養試験を免除する。
- 2 中学校教員（音楽・美術・保健体育）及び特別支援学校中学部教員（音楽・美術・保健体育）の実技試験の実施内容及び評定の観点については、教科ごとに次のとおりとする。

音 楽 実施内容：初見視唱（歌唱）、ピアノ（視奏）、その他の楽器（視奏）
 評定の観点：技能、表現力などの観点から評定

美 術 実施内容：絵画、立体、デザイン・工芸のうち指定するもの
 評定の観点：発想、構成、表現力などの観点から評定

保健体育 実施内容：ラジオ体操、器械運動、球技、陸上競技、武道、ダンスのうち指定するもの
 評定の観点：姿勢、スムーズな動作などの観点から評定
- 3 特別支援学校小学部教員及び特別支援学校中学部教員については、特別支援教育に関する専門的知識を問うために別に専門試験を実施する。
- 4 上記試験のほかに、適性検査を実施する。

別表第3（第11条関係）

試 験 区 分	試験内容	配点	評定の方法
		一般選考又は障害者特別選考教職経験者特別選考（2）（3）に該当する者又は教職大学院修了者特別選考	
・小学校教員 ・特別支援学校小学部教員	模擬授業	200	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	音楽実技	50	ピアノ視奏の技能、表現力などについて評定
	英 会 話	50	簡単な日常英会話により発音、理解力、表現力などの観点から評定
	合 計	600	
・中学校教員（英語・理科を除く） ・特別支援学校中学部教員（中学校教員（英語・理科）を併願する者を除く） ・養護教員 ・栄養教員	模擬授業	200	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	合 計	500	
・中学校教員（英語） ・特別支援学校中学部教員（英語）のうち中学校教員を併願する者	模擬授業	200	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	英語口述	100	読解力、応答力、要約力などの観点から評定
	合 計	600	
・中学校教員（理科） ・特別支援学校中学部教員（理科）のうち中学校教員を併願する者	模擬授業	200	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	理科実技	100	安全指導、基本操作や器具の使い方、実験・観察の方法などの観点から評定
	合 計	600	

別表第4（第11条関係）

試 験 区 分	試験内容	配点	評定の方法
		教職経験者特別選考 （1）に該当する者	
・小学校教員 ・中学校教員（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語） ・特別支援学校小学部教員 ・特別支援学校中学部教員（中学校教員に同じ） ・養護教員 ・栄養教員	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	合 計	300	